令和５年度　子ども・子育て支援調査研究事業

調査研究課題（二次公募）

|  |  |
| --- | --- |
| 調査研究課題番号 | 調査研究課題名 |
| １ | 認可外保育施設に対する指導監督の実施における標準化に向けた調査研究 |
| ２ | 企業主導型保育事業における地域の課題対応に関する調査研究 |
| ３ | 教育・保育施設等における「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」等の効果的な周知方策についての調査研究事業 |

令和５年度子ども・子育て支援調査研究事業

調査研究課題個票（二次公募）

|  |  |
| --- | --- |
| 調査研究課題１ | 認可外保育施設に対する指導監督の実施における標準化に向けた調査研究 |
| 調査研究課題を設定する背景・目的 | 　「新しい経済政策パッケージ」において幼児教育・保育の無償化が始まり、認可外保育施設を利用する児童も対象とされている。しかし、都道府県等に届出をし、国が定める基準を満たす施設のみとされているところ、「基準を満たしていない場合も5年間の猶予期間」があり、その期間は令和6年9月までとなっている。基準を満たしているかの確認は、管轄の都道府県等が担っており、国の指導監督基準に基づき、立入調査を行い、基準を満たしていると認められる施設に対し「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付」を交付するとともに、その旨を公表するという取扱いを行っている。都道府県等による立入調査の実施状況は自治体ごとに大きく異なり、全体では実施済みが半数程度（令和３年度認可外保育施設に関る現況調査）となっている。経過措置の終了で、証明書の発行ができないために無償化の対象外となる施設を少なくするためには、自治体が立入調査を実施する機会が多くなるよう、指導監督基準の理解を促進し、専門的な視点で立入調査ができる人材を増やすことと、全都道府県等を通じて統一的な取扱いにより監査が行われることが喫緊の課題である。本調査研究は、令和3年度の厚労省「認可外保育施設に対する指導監督の質の向上等に関する調査研究」で作成された事例集を新たな視点で見直し、指導監督を実施するにあたりより参考となる事例集の作成を行うもの。 |
| 想定される事業の手法・内容 | （１）これまで厚労省やこども家庭庁に寄せられた地方公共団体（都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市。以下同じ）からの指導監督基準及び指導監督指針（以下、指導監督基準と指導監督指針を合わせて「指導監督基準等」という。）に関する疑義照会や回答の内容を踏まえて、照会の多かった内容を分析し、これまで作成をしたQ＆Aを見直す。（２）地方公共団体で実際に指導監督を実施している担当者に委員となっていただき、検討会を開催する。検討会では、担当者の視点での事例や指導監査のポイントを出していただくほか、（１）で作成をしたQ＆Aの見直し案にも意見を求め、現場の視点を取り込んだ地方自治体における指導監督事務の実施にあたり参考となる事例集を作成する。 |
| 求める成果物 | ①上記（１）及び（２）について、検討会等の結果等をまとめた報告書　※報告書のバックデータも提出すること②上記（１）について、Ｑ＆Ａ本体冊子　※電子データも提出すること③上記（２）について、事例集本体冊子※電子データも提出すること |
| 担当課室・担当者 | 成育局保育政策課認可外保育施設担当室　指導係　内線（03-6858-0133） |

令和５年度子ども・子育て支援調査研究事業

調査研究課題個票（二次公募）

|  |  |
| --- | --- |
| 調査研究課題２ | 企業主導型保育事業における地域の課題対応に関する調査研究 |
| 調査研究課題を設定する背景・目的 | 　平成28年に創設された企業主導型保育事業は、事業主拠出金を財源として、従業員の多様な働き方に応じた保育を提供する企業等を支援するとともに、待機児童対策に貢献することを目的としている。　11万人の保育の受け皿となるべく事業を展開していたが、令和3年にその目標を達成したところ。全国に約4,500施設運営されている。　企業主導型保育事業は、働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスが提供できることなどが特色としてあげられている。　しかし、創設から7年を経過し、新規開所施設も無いことから、求められる企業主導型保育について考察する時期を迎えている。　本事業は、施設の設置事業者が他業種に渡っていることや、地域が東京都や神奈川県のほか、札幌市、愛知県、福岡県に施設が集中している特徴がある。地域の特性や求められる要件について研究を行うことは、企業主導型保育の今後の在り方について検討するために必要である。本調査研究は、地域の特色や課題を的確に捉え、企業主導型保育事業の施設運営の上で、参考となる事例集の作成を行うもの。 |
| 想定される事業の手法・内容 | （１）企業主導型保育事業の実施施設において、企業主導型保育施設としての運営上の課題や、地域の特性や求められる要件についてアンケート等を実施した上で、特に実施施設の多い地域と、その他の地域での比較や求められる保育施設について分析を行い、施設運営の参考となる事例集の作成を行う。（２）特に企業主導型保育事業の実施施設の多い地域で、管轄の地方公共団体（都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市）にアンケート等を行い、指導監督を行う立場からの意見等を集約し、他地域の参考となる資料の作成を行う。 |
| 求める成果物 | ①上記（１）及び（２）について、アンケート等の結果等をまとめた報告書　※報告書のバックデータも提出すること②上記（１）について、事例集本体冊子　※電子データも提出すること③上記（２）について、事例集本体冊子※電子データも提出すること |
| 担当課室・担当者 | 成育局保育政策課認可外保育施設担当室　指導係　（03-6858-0133） |

令和５年度子ども・子育て支援調査研究事業

調査研究課題個票（二次公募）

|  |  |
| --- | --- |
| 調査研究課題３ | 教育・保育施設等における「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」等の効果的な周知方策についての調査研究事業 |
| 調査研究課題を設定する背景・目的 | 「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」における検討を踏まえ、平成27年４月から重大事故が発生した場合の国への報告の仕組み等を整備し、平成28年３月、施設・事業者及び地方自治体向けの「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時のためのガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を発出・周知するとともに、事故がおきた際には「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証」（以下、「事後的な検証」という。）を行うこととしている。事後的な検証により、自治体は死亡事故等の重大事故が発生した場合に検証を実施し、再発防止策を検討することとなり、国においても、自治体の検証報告を踏まえた重大事故の再発防止について検討を行うため、平成28年４月、「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を立ち上げたもので、本会議は、内閣府こども・子育て本部が所管していたが、令和５年４月からこども家庭庁が所管している。　なお、これまでの有識者会議での検討において、ガイドラインや有識者会議で示された事故防止のための注意事項が、教育・保育等の現場に浸透していないと指摘を受けており、ガイドライン等の内容を現場職員に浸透させることは、事故を防止するための重要な課題である。　そこで、ガイドライン等の注意事項を現場に浸透させるために、現場職員の立場から見て効果的であり、かつ、今後、保育現場での活用に資する周知方策について調査・研究を行う。 |
| 想定される事業の手法・内容 | ガイドラインや有識者会議で示している重大事故が発生しやすい場面における注意事項について、教育・保育施設等の現場職員を対象にアンケート調査を実施し、現場職員の立場から見て、注意事項を浸透させるために効果的であり、かつ、今後、保育現場での活用に資する周知方策を調査・研究する。（集合研修やグループワーク等の既存の取組に限らず、有効と考えられる方策を調査・研究する。） |
| 求める成果物 | ガイドライン等の注意事項を現場職員に浸透させるための効果的な周知方策についての成果物（教養資材等）を作成する。 |
| 担当課室・担当者 | 成育局安全対策課事故対策係課長補佐（内線０３－６８５８－０１８３） |